

信用保証料率表(平成31年1月4日現在)

(注) 赤色の保証料率は、責任共有制度対象外の保証制度(100%保証)。青色の保証料率は、責任共有制度対象でかつ「部分保証」(80%保証)の保証制度を表しています。

区分	制度名	責任共有		責任共有保証料率・保証料率(責任共有外保証料率)									財政援助等があるもの				
		対象	対象外	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	有担保割引の適用	その他定率割引の適用	損失補償	保証料補給	
																	部分保証
別 枠 保 証	(下記以外)	○															
	76 経営革新関連保証	特別小口保険利用		○													
		新事業開拓保険利用	○										○				
		新事業開拓保険(注4)	○														
		海外投資関係保険利用	○										○				
		(下記以外)	○														
		特別小口保険利用		○													
		流動資産担保保険利用	○	○													
		新事業開拓保険利用	○										○				
		新事業開拓保険(注4)	○														
		海外投資関係保険利用	○										○				
		(下記以外)	○														
		特別小口保険利用		○													
		NPO法人(注12)	○														
		新事業開拓保険利用	○										○				
		新事業開拓保険(注4)	○														
		79 中小企業特定社債保証		○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○(注6)	
		(下記以外)	○														
		80 特定研究開発等関連保証	特別小口保険利用		○												
			新事業開拓保険利用	○									○				
			新事業開拓保険(注4)	○													
		81 流動資産担保融資保証(ABL保証)		○													
		82 下請振興関連保証		○													
		83 事業再生保証(DIP保証)		○													
		84 事業再生円滑化関連保証(プレDIP保証)	(下記以外)	○													
			特別小口保険利用		○												
		85 特定信用状関連保証(LC保証)		○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45			
		(下記以外)	○														
		86 農工商等連携事業関連保証	特別小口保険利用		○												
			流動資産担保保険利用	○	○												
			新事業開拓保険利用	○									○				
			新事業開拓保険(注4)	○													
			海外投資関係保険利用	○									○				
		87 農工商等連携支援関連保証		○													
			(下記以外)	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
			特別小口保険利用		○												
		89 特定経営承継関連保証	(下記以外)	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
			特別小口保険利用		○												
		90 一括支払契約保証(注9)		○		1.54	1.40	1.26	1.12	0.95	0.77	0.63	0.49	0.35	○		
		(下記以外)	○														
		91 商店街活性化事業関連保証	特別小口保険利用		○												
			流動資産担保保険利用	○	○												
		92 商店街活性化支援関連保証		○													
		93 経営革新等支援関連保証		○													
		94 情報提供支援関連保証		○													
			(下記以外)	○													
		95 特定下請連携事業関連保証	特別小口保険利用		○												
			新事業開拓保険利用	○									○				
			新事業開拓保険(注4)	○													
			海外投資関係保険利用	○									○				
		96 事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)(注11)	(下記以外)		○												
			特別小口保険利用		○												
		97 連携創業支援等関連保証		○													
		98 地域産業資源活用支援関連保証		○													
			(下記以外)	○													
		99 経営力向上関連保証	特別小口保険利用		○												
			新事業開拓保険利用	○									○				
			新事業開拓保険(注4)	○													
			海外投資関係保険利用	○									○				
		100 地域経済牽引事業関連保証	(下記以外)	○													
			特別小口保険利用		○												
		101 地域経済牽引支援関連保証		○													
			(下記以外)	○													
		102 商店街活性化促進事業関連保証	特別小口保険利用		○												
			(下記以外)	○													
		103 新技術等実証関連保証	特別小口保険利用		○												
			(下記以外)	○													
		104 革新的データ産業活用関連保証	特別小口保険利用		○												
			(下記以外)	○													
		105 先端設備等導入関連保証	特別小口保険利用		○												
			(下記以外)	○													
		106 情報処理支援関連保証		○													
			(下記以外)	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
		107 経営承継準備関連保証	特別小口保険利用		○												
			(下記以外)	○													
		108 特定経営承継準備関連保証		○													
		109 技術等情報漏えい防止措置関連保証		○													
		110 追認保証(注1)		○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
		111 借換保証(注2)		△	△	△	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	△	△

【補足説明】

- 責任共有制度の対象となる制度区分の保証料率(「責任共有保証料率」という)は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したもので、責任共有制度の対象外となる制度区分の保証料率(「保証料率」という)は、保証委託額に対する率。
 - 第1区分から第9区分までの区分は、中小企業信用保証法施行令(昭和25年政令第350号)第2条の規定に基づき、中小企業者の財務内容その他の経営の状況を勘案して経済産業省令で定められている保証料率の区分とする。保証料率の算定に際しては、リスク計測モデル(CRDモデル)により、制度毎に第1区分～第9区分の範囲で料率を判定、これに定性情報を加味して実際に適用する保証料率を決定する。なお、区分に対応する保証において、次のいずれかに該当する事業者については、第5区分(経営力強化保証は第4区分)の保証料率に定性情報を加味して料率を決定する。
 - 個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
 - 事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
 - 金融機関からの借入れ(当該保証関係に係るものに限る。)に係る連帯債務を負担する事業者
 - 有担保割引の適用欄が「○」の保証制度は、保証協会の担保の提供がある場合、表示の料率から0.10%引き下げる。
 - 一括支払契約保証を除く保証制度で会計参与を設置していることが確認できる場合、表示の料率から0.10%引き下げる。
- (注1) 利用する各保証制度の取り扱いに準ずる。但し1,000万円を限度とする。
- (注2) 借換保証は、利用する各保証制度に定める料率による(割引・割増の有無含む)。
- (注3) 「小口零細企業保証制度」は、利用する保証制度(部分保証制度に限定された保険種別以外)はすべての保険種別<保険特例含む>の利用が可能である。また、当座貸越根保証、手形(でんさい)割引根保証等の根保証形式の保証は利用できない。)に定める料率による。
- (注4) 「新事業開拓保証」を利用のものであって、担保(保証人の保証を除く)を提供させない保証であり、かつその合計額が5,000万円以下の場合の料率である。
- (注5) 「新事業開拓保証」の利用のものであって、担保及び保証人(法人代表者の保証を除く)を提供させない保証であり、かつその合計額が2,000万円以下の場合の料率である。
- (注6) 協会独自割引として、「経営者」、「経営環境」、「経営基盤」の3項目についての定性評価を行い評価に応じて0.09%から0.24%表示料率より引き下げる。但し、最高割引料率の限度あり。
- (注7) 「予約保証」については、第1区分該当者は対象外。
- (注8) 「中小企業金融円滑化保証」、「事業成長支援保証」、「税理士連携保証(ロングサポート3000)」について、愛媛県中小企業振興資金融資制度保証、経営安定関連保証を併用する場合は各保証に定める料率による。
- (注9) 「一括支払契約保証」については、保証割合が70%以下となります。なお、保証料率は保証割合70%の場合を例として掲載しております。
- (注10) 「特定中小企業者」とは、中小企業信用保証法第2条第5項(経営安定関連)1～8号のいずれかの規定に基づき市長の認定を受けた方のことです。
- (注11) 「経営力強化保証」「事業再生計画実施関連保証」については、責任共有制度の対象外となる保証付き借入金(平成19年9月30日以前に保証協会が申し込み付した保証であって保証割合が100%の保証を含む。)を本制度で借り換える場合(保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。)は、責任共有制度の対象外となります。
- (注12) 「NPO法人」とは、中小企業信用保証法第2条第3項第7号に定める特定非営利活動法人のことです。
- (注13) 「創業関連特例保証」に係る保証のうち、「34創業関連資金」、「55創業関連保証」のいずれかを併用します。